

自治労神奈川県公営企業労働組合・退職者会規則

(名称及び事務局)

第一条 この会は、自治労神奈川県公営企業労働退職者会と称し、自治労の組織する退職者会に加盟し、事務局を公営企業本部におく。

(目 的)

第二条 この会は、会員相互の親睦、全国の仲間と連帯し高齢者の人権を守り、生活環境、福利厚生等の要求を前進させることを目的とする。

また神奈川県職員退職者会および企業庁職員退職者会とも連携を深め、相互に会員であるように努力する。

(活 動)

第三条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦交流のための行事
- (2) 中高年者の各種要求行動
- (3) 全国の高齢者、退職者との交流連帯行動
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(会 員)

第四条 一. この会は、公営企業の組合員であって退職した者および在職中一時期でも組合員であった者で執行委員会の認めた者をもって構成する。

二. 入会希望者は、所定の入会申込書に記入し公営企業本部に提出する。

(役 員)

第五条 一. この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 一 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 事務局良 一 名
- (4) 幹 事 若干名

二. 役員は総会で選出し、任期を二年とする。退任により補充された役員の任期は、前任者残任期間とする。

(機 関)

第六条 一. この会に総会および幹事会をおく。

二. 総会は、原則として毎年七月に開催する。

三. 幹事会は、必要のつど開催する。

(会 計 等)

第七条 一. この会の運営経費は、公営企業の組合会計の補助金等をもってあて、会費は特に

必要な場合を除き、徴収しない。

二. 諸行動にかかわる経費は、特に公企労本部の指示ある場合を除き、自費とする。

(規則の改廃)

第八条 この会則の改廃は総会の議決による。ただし、特に必要な場合は幹事会でおこなうことができる。

附 則

この会則は、1981 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この会則は、1997 年 7 月 7 日から適用する。